

国の補正予算活用 キャンペーン事業の承認

令和4年度第3回理事会で5議案を審議



理事会の冒頭、挨拶する友本会長(全国生衛会館)

この日は出席理事22名、委任状16通で過半数を満たし理事会が成立。保志専務理事の司会、福長副会長の開会挨拶に続き、友本会長が挨拶。新型コロナウイルスの5類移行(5月8日予定)などポストコロナを見据え、「全社連は(コロナ禍に)離れたお客さんを取り戻す」が挨拶。新型コロナウイルスの5類移行(5月8日予定)などポストコロナを見据え、「全社連は(コロナ禍に)離れたお客さんを取り戻す」が挨拶。

この日は出席理事22名、委任状16通で過半数を満たし理事会が成立。保志専務理事の司会、福長副会長の開会挨拶に続き、友本会長が挨拶。新型コロナウイルスの5類移行(5月8日予定)などポストコロナを見据え、「全社連は(コロナ禍に)離れたお客さんを取り戻す」が挨拶。

事務局会議を開催へ

全国大会 来年は高知県に内定

事務局会議を開催することになった。事務局会議を開催することになった。事務局会議を開催することになった。

事務局会議を開催することになった。事務局会議を開催することになった。事務局会議を開催することになった。

11月にキャンペーン事業

全社連(友本正己会長)は今年11月、希望する組合加盟店を対象としたキャンペーン事業を実施する。令和4年度補正予算「おもてなしの秋」1万名様への電子マネーポイント当てる。



2023年11月1日～30日まで開催中

キャンペーンのデジタルイメージ

全国社交飲食業 強化月間 おもてなしの秋 1万名様への電子マネーポイント当てる

参加組合 来店客に電子マネーポイント当てる

11月1日から30日の期間中、参加組合加盟店のお客様(1万名様)に抽選で電子マネーポイントが当たる企画。現時点では5月以降、各都道府県組合を通じて参加店を募り7月に締め切る予定。そのポイントもわかる仕組の後、キャンペーン事務局の活動開始(8月)、ポスターなどキャンペーンキットの配布(9月)、専用ウェブサイトの開設やマスコット等へのリリースの注目度、知名度向上参加組合店への集客増加と売上貢献などを図りたい考え。

令和5年度事業計画案、予算案、規約改正は総会(27日)に上程

業の一部、組合負担が生じる内容が承認された。規約改正の件は、5年度事業計画案、同収支予算案と共に総会の上程議案となる。

藤総務部長が読み上げ、承認された(2面に基本方針)。このうち東京で開催する生活衛生関係営業対策事業の研修会は、9月12日、13日に予定。これに関連して全社連集力団等排除対策協議会も9月14日に予定している。

第5号議案は規約改正に関する生活衛生関係営業対策事業の研修会は、9月12日、13日に予定。これに関連して全社連集力団等排除対策協議会も9月14日に予定している。

第5号議案は規約改正に関する生活衛生関係営業対策事業の研修会は、9月12日、13日に予定。これに関連して全社連集力団等排除対策協議会も9月14日に予定している。

立候補受付は5月18日まで

全社連の会長選

今年任期満了に伴う役員改選の年。このうち会長選については、5月18日まで立候補の届けを受け付けている。会長選の立候補届けは規定で「総会の40日前まで」とされており、これに基づいた対応。

立候補は、5名以上の推薦書を添えて全社連事務局に届け出る。立候補者が複数名だった場合は、次回理事会の承認により選挙管理特別委員会を設置。理事の投票により選出する。

水と生きる SUNTORY

週末の
ごほうび、
The PREMIUM MALT'S

ALL MALT BEER
天然水生ビール

The PREMIUM MALT'S
天然水生ビール
A premium pilsner beer, brewed with selected ingredients and pride.
SUNTORY
ザ・プレミアム・モルツ

ストップ! 20歳未満飲酒・飲酒運転。妊娠中や授乳期の飲酒はやめましょう。お酒はなによりも適量です。のんだあとはリサイクル。 サントリー株式会社

よろこびがつながる世界へ
KIRIN

おいしいとだけ搾ってる。

一番搾り
Brewed from only the first press of genuine malt for a crisp, delicious flavor.

一番搾り
Brewed from only the first press of genuine malt for a crisp, delicious flavor.

〈麦芽100%〉生ビール

ストップ! 20歳未満飲酒・飲酒運転。お酒は楽しく適量で。妊娠中・授乳期の飲酒はやめましょう。あきびんはお取扱店へ。 キリンビール株式会社

マスク着用は「個人の判断」

5月8日に「コロナ」5類へ 要望結果

新型コロナウイルス感染症対策で、政府は3月13日からマスク着用の考え方を「変更し「個人の判断」に委ねている。これに合わせ、全社連は社交飲食業におけるマスク着用の取扱について、次の要旨の文書をホームページにアップした。

「マスクの着用」の考え方は、3月13日(から)に当たっては、以下の点に留意する。

- ・マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着用を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重される。
- ・事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- ・感染が大きく拡大している場合には、一時的に場

面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。ただし、そのような場合においても、子供のマスクの着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子供の体調に十分注意する必要がある。

◆ なほ「マスクの着用」の考え方の適用後であっても基本的な感染対策は重要であり引き続き「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」「手洗い等の手指衛生」「換気」等の励行について呼びかけることとする。

▼「コロナ」の分類、見直し
政府は5月8日に新型コロナウイルスの感染法上の位置づけ(分類)を2類相当から季節性インフルエンザと同等の「5類」に移行する方針だ。全社連は昨秋、全国生衛組合中央会などを通じて5類移行を要望していた。5類に移行すると、緊急

「組織拡大と強化」

全社連・令和5年度事業計画案



昨年の沖縄大会での広島代表団のスピーチ

広島大会は11月13日開催

【基本方針】この春、業界が要望していた感染症法の変更案が示され、感染予防策も大きく見直される。新型コロナウイルス感染症の生活様式の変化もあり、更に物価高騰が追い打ちをかけた、業界の営業環境は高層層厳しい状況に置かれている。

このような厳しい状況ではあるが、「生活衛生関係営業活性化支援事業」を活用し、全国規模のキャンペーン事業を実施することにより、集客を図り、経営状況の改善への糸口をみつければ、地域の活性化を図る。また、令和5年度も昨年

に引き続き、「組織拡大と強化」を最重要テーマとして、より多くの同業者の方々と力を合わせて、組織基盤の強化を図り、業界発展の為に力を尽くしていく。その為にも後継者育成の研修会等以下の事業を実施し、組合および社交飲食業界の振興と発展を目指す。

◆ 令和5年度は、この方針を基に、組織拡大と強化、全国大会(11月13日・広島)、表彰事業(生活衛生功労者表彰は10月20日、東京のホテルニューオータニ)、広報事業(全社連二

正副会長会議を開催

理事会上程議案など審議

全社連の令和4年度正副会長会議は、第6回が2月1日、第7回が3月28日に開催された。このうち令和4年度最後の会議となった第7回では、翌日の第3回理事会に向けて、いずれも生活衛生関係

「中小企業投資促進税制」活用を!

社交は組合員のみ対象

全社連の令和4年度第3回理事会前に、厚生労働省の小野陽介生活衛生課長補佐から「中小企業投資促進税制」などの活用促進に向けた説明が行われた。

同制度は令和5年度税制改正で令和7年3月未まで、資本金3000万円以上

衛生同業組合員に限定されており、組合員のみが恩恵を得られる。社交は令和3年度から対象となったが、実績が乏しく次回も延長するためには利用実績を積み重ねる必要があるという。

令和5年度は、この方針を基に、組織拡大と強化、全国大会(11月13日・広島)、表彰事業(生活衛生功労者表彰は10月20日、東京のホテルニューオータニ)、広報事業(全社連二

【対象となる設備】
①取得価額が70万円以上のソフトウェア：(例)労務管理・勤怠管理、在庫管理のソフトウェア等
②1台又は1基の取得価額が160万円以上の業務用機器：(例)業務用冷蔵庫・製氷機などの調理機械等。※他の資産と一体となつて設備を形成し当該設備の目的を果たすために当該設備の一部として、その機能を果たすものと税務署に認められることが必要。

令和5年度は、この方針を基に、組織拡大と強化、全国大会(11月13日・広島)、表彰事業(生活衛生功労者表彰は10月20日、東京のホテルニューオータニ)、広報事業(全社連二

ソフトウェア購入など税制優遇

同制度は令和5年度税制改正で令和7年3月未まで、資本金3000万円以上

衛生同業組合員に限定されており、組合員のみが恩恵を得られる。社交は令和3年度から対象となったが、実績が乏しく次回も延長のためには利用実績を積み重ねる必要があるという。

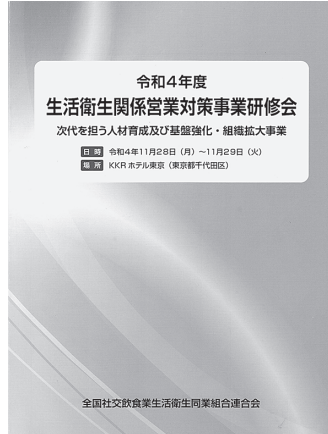
令和5年度は、この方針を基に、組織拡大と強化、全国大会(11月13日・広島)、表彰事業(生活衛生功労者表彰は10月20日、東京のホテルニューオータニ)、広報事業(全社連二

令和5年度は、この方針を基に、組織拡大と強化、全国大会(11月13日・広島)、表彰事業(生活衛生功労者表彰は10月20日、東京のホテルニューオータニ)、広報事業(全社連二

6氏の講演など掲載

研修会の冊子を作成

全社連はこのほど、昨年11月28、29日の2日間、東京で開催した令和4年度生活衛生関係営業対策事業研修会「次代を担う人材育成及び基盤強化・組織拡大事業」の内容をまとめた冊子を作成。各都道府県組合などに発送した。体裁はカラーA4版66ページ。厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生課長・高宮裕介氏の基調講演のほか5氏の講演、参加者と全社連幹部による意見交換会の内容、参加者の感想などを収録した。



事務局日誌

令和5年
2月1日 令和4年度第4回生活衛生関係営業対策事業検討会。正副会長、専

3月17日 キャンペーン事業打ち合わせ。伊藤総務部長、田中事務局員。

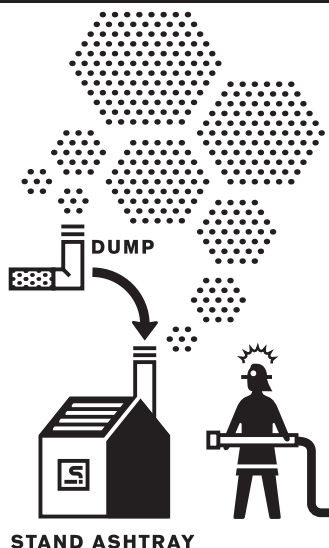
3月28日 第5回生活衛生関係営業対策事業検討会。正副会長、専務理事、総務部長、第7回正副会長会議。出席者は前同。

3月29日 第3回理事会

◆全社連賛助会員・企業 (番号はTEL)		
酒類メーカー	アサヒビール株式会社	03-5608-5158
カラオケ機器	株式会社エクシング	03-6848-8183
酒類メーカー	キリンビール株式会社	03-5641-2270
酒類メーカー	サントリー株式会社	03-5579-1000
たばこ事業	日本たばこ産業株式会社	03-6636-2914
電力・ガス	株式会社ミツウロコヴェッセル	03-3275-6316

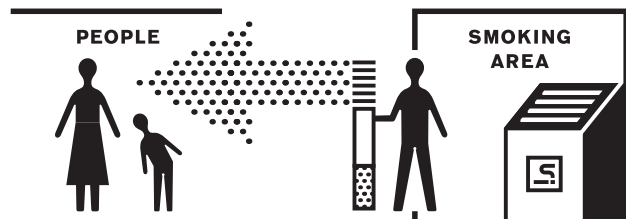
スタンド灰皿。
火を消さないで
入れるのは、
煙をふやす
行為だ。

Stand ashtrays.
Disposing of a lit
cigarette in one just
creates more smoke.



喫煙所の一步外は、
ちょっと喫煙所だと思つた。

I thought a step outside the smoking area
was still a smoking area.



あなたが
気づけば
マナーは
変わる。

ひとの
ときを、
想

新・振興指針に移行

社交など

組合及び連合 指針目標の達成へ11項目 配慮すべき事項は9項目に

厚生労働省は3月27日、飲食店営業(一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業)及び喫茶店営業の振興指針・改正を告示し4月1日から適用されている。これにより各県の社交飲食業組合は「振興計画の変更認定申請書」を作成し各都道府県組合に提出した。旧指針は令和4年度末で満了しており、令和5年度から新指針の下、組合活動をスタートした。

振興指針は生活衛生関係 第四に「飲食店営業及び喫茶店営業の振興の目標を達成するために必要な事項のうち「組合及び連合による事業者の支援」項目を定めることとする。新指針は五つからなり、第一に「飲食店営業及び喫茶店営業を取り巻く状況」、第二に「前期の振興計画の実施状況」、第三に「飲食店営業及び喫茶店営業の振興の目標に関する事項」、第四に「飲食店営業及び喫茶店営業の振興の目標を達成するために必要な事項」、第五に「振興計画の変更認定申請書」を作成し各都道府県組合に提出した。旧指針は令和4年度末で満了しており、令和5年度から新指針の下、組合活動をスタートした。

第四に「飲食店営業及び喫茶店営業の振興の目標を達成するために必要な事項のうち「組合及び連合による事業者の支援」項目を定めることとする。新指針は五つからなり、第一に「飲食店営業及び喫茶店営業を取り巻く状況」、第二に「前期の振興計画の実施状況」、第三に「飲食店営業及び喫茶店営業の振興の目標に関する事項」、第四に「飲食店営業及び喫茶店営業の振興の目標を達成するために必要な事項」、第五に「振興計画の変更認定申請書」を作成し各都道府県組合に提出した。旧指針は令和4年度末で満了しており、令和5年度から新指針の下、組合活動をスタートした。

第四 飲食店営業及び喫茶店営業の振興の目標を達成するために必要な事項のうち「組合及び連合による事業者の支援」項目

- (1) 衛生に関する知識及び意識の向上に関する事項
- (2) サービス、店舗及び設備の改善並びに業務の効率化に関する事項
- (3) 消費者利益の増進及び商品の提供方法に関する事項
- (4) 経営マネジメントの合理化及び効率化に関する事項
- (5) 経営課題に即した相談支援に関する事項
- (6) 事業者及び従業員の技能の向上に関する事項
- (7) 事業の共同化及び協業化に関する事項
- (8) 取引関係の改善に関する事項
- (9) 従業員の福利の充実に関する事項
- (10) 事業の承継及び後継者育成支援に関する事項
- (11) 食品関連情報の提供や行政施策の推進に関する事項【新規】

2県が業績回復支援事業

沖繩はボイス講習会や集客イベント



うるま市支部で開かれた感謝祭(沖繩)

沖繩、新潟の両県社交飲食業組合は令和4年度、令和3年度補正予算事業「コロナ禍における社交飲食業・業績回復支援事業」に講習会を県内4ヵ所取り組んだ。コロナ禍による人流減少等による社交飲食店の売上低迷が続く中、消費者を巻き込んだイベントなどを実施することによって地域の活性化、経営の回復、組合の認知度向上を目指す。講習会は県内4ヵ所取り組んだ。コロナ禍による人流減少等による社交飲食店の売上低迷が続く中、消費者を巻き込んだイベントなどを実施することによって地域の活性化、経営の回復、組合の認知度向上を目指す。講習会は県内4ヵ所取り組んだ。コロナ禍による人流減少等による社交飲食店の売上低迷が続く中、消費者を巻き込んだイベントなどを実施することによって地域の活性化、経営の回復、組合の認知度向上を目指す。

新潟はGoToナイトと関連イベントを実施

新潟県組合(下)は泡盛を使ったカクテルのイベントを実施。新潟県組合(町田宏之理事長)は昨年10月17日から



23日まで県央エリアで、ドリンクフリーを組み合わせた「GoToナイト」社交祭を実施。参加組合加盟店で使えるプレミアム付き飲食チケットを販売し、エリア組合員の40%にあたる45店舗が参加した。エリア組合員の40%にあたる45店舗が参加した。エリア組合員の40%にあたる45店舗が参加した。

都道府県組合にフォーカス

⑤ 徳島県社交飲食生活衛生同業組合



柳本理事長

徳島県社交飲食生活衛生同業組合は、令和3年に柳本真吾理事長(現在46歳)が就任。同世代の役員も増え、組織拡大に力を入れてきたが、その成果が表れてきた。

令和5年度の全社連会員登録は205人と前年度(120人)の1.7倍に増えた。また従来は徳島市を中心に活動してきたが、小松島、阿南に支部を創設し組織強化を図った。

会員増強では県の補助金などを使い四国放送のテレビCM(令和3年~4年)で生活衛生同業組合をアピールした。さらに4年度は全社連を通じて厚労省の対策事業補助金を使い、入会説明会や非組合員も対象としたイベントを開催。これらマクロの取り組みと、今後とも会員増強に注力する一方、「全社連のローガンにある明確な料金表示の徹底などに取り組み、世間の人が抱いている社交飲食業の特別視を奪っていき

会員数が1.7倍に増える 小松島、阿南に支部が発足

令和5年度の全社連会員登録は205人と前年度(120人)の1.7倍に増えた。また従来は徳島市を中心に活動してきたが、小松島、阿南に支部を創設し組織強化を図った。

塚口東、京、木下長、崎を祝福 全社連役員も出席 地元で叙勲祝賀会



出席者を迎える塚口氏

令和4年秋の叙勲で旭日章を受章した東京都組合理事長・塚口智氏(全社連副会長)と長崎県組合理事長・木下喜行氏(全社連副会長)を祝福する祝賀会が、3月21日に長崎市のホテル矢太樓で開催された。全社連の祝辞は友本会長の代理で中島副会長が述べた。木下氏は「皆様のおかげで受章することができ、支えてくれた妻にも感謝しています」と謝辞を述べた。



祝賀会の壇上で木下夫妻

祝賀会では、3月19日に新宿の京王プラザホテルで開催された。全社連からは友本会長の代理で福長副会長が祝辞を述べた。塚口氏は「叙勲の栄誉に恥じぬよう業界、地域の更なる発展のために精進します」と謝辞を述べた。



あの日が目に浮かぶ 音楽がある

著作権をまもることは、未来に音楽をつないでいくこと 記憶に残るメロディや歌詞。心をふるわす音楽に出会った喜び。音楽とその想いが未来へずっとつながるように。 私たちJASRACは、著作権をまもり、音楽を生み出す作曲家・作家などの創作活動をこれからもしっかりと支えていきます。





カラオケ利用団体協議会 ホームページを開設

昨年夏に発足し全社連が会員として参加している「カラオケ利用団体協議会」(略称KUGC)の公式ホームページがこのほど開設され、全社連は活用を呼び掛けている。

同協議会は、カラオケ歌唱に関する有益な情報提供を目的に全社連と全飲連、(一社)カラオケ使用者連盟の3団体で組織化している。

3団体の構成員総数が社交飲食店全体の20%を超えるため、JASRA Cが使用料規程について協議する利用者代表の資格を有している。

会員専用ページも閲覧可能

公式ホームページには、音楽著作権についての解説やQ & Aが掲載されている会員専用ページがあり、店舗の著作物使用料の目安を知ることができる自動計算システムも備えている。

◆KUGC公式ホームページURL
https://www.kugc.net/

【全社連会員用】
ログインID: zensyaren
パスワード: 0357331975

生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

	融資限度額	返済期間(うち据置期間)
設備資金	8,000万円(別枠)	20年以内(5年以内)
運転資金		

新型コロナ関連の衛経(生活衛生改善貸付)

	融資限度額	返済期間(うち据置期間)
設備資金	1,000万円(別枠)	20年以内(5年以内)
運転資金		

いずれも貸付要件あり。衛経(改善貸付)は小規模組合員向け。

返済期間は設備資金、運転資金とも従来の10年以内から「20年以内」に拡充。据置期間は、従来の設備資金4年以内、運転資金3年以内を共に「5年以内」に拡充した。

【貸付制度の改正等】
▼生活衛生関係営業事業 業承継・集約・活性化 支援資金の拡充
●特別利率B(基準利率マイナス0.65%)の適用要件を緩和(対象の現経営者の年齢を65歳以上から55歳以上に引き下げ)

●2貸付対象要件である「中期的な事業承継計画を策定する者」の定義を「貸付後概ね7年以内」から「同10年以内」に事業承継を実施する者に拡充

▼生活衛生関係営業事業 復興特別貸付の改正
●据置期間に係る特例措置

【貸付制度の延長等】
次の貸付制度等は取扱期間が令和6年3月31日まで延長された。
▼東日本大震災の被災者等に対する貸付(計画額)は前年度当初制度(東日本大震災復興特別貸付等)と令和2年7月豪雨の被災者等に対する貸付制度(令和2年7月豪雨特別貸付)と振興事業促進支援融資制度(生活衛生同業組合から一定の会計書類を準備していること、事業計画の承認を受け、た組合員は適用利率から0.15%、生産性向上に資する計画に基づき、取組を行う場合は0.3%引き下げる)

令和5年度の生活衛生貸付・予算 貸付規模は1,500億円に

事業承継関連等の制度改正

新型コロナ貸付など

日本政策金融公庫の生活衛生新型コロナウイルス特別貸付、衛経(改善貸付)、新型コロナ関連の衛経(改善貸付)など取り扱いは今年3月末までの予定だったが、9月30日まで半年間、延長された。延長は全社連など生衛団体が要望していた。

日本政策金融公庫国民生活事業本部生活衛生融資部は、4月から令和5年度生活衛生資金貸付予算案に基づいた制度改正等を行っている。生活衛生資金貸付の貸付規模(計画額)は前年度当初比で12.8%減の1500億円。

日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付

9月末まで取扱い延長

新型コロナ返済期間20年以内拡充

の危機事案(感染症等)を追加し、制度名称を「生活衛生関係営業災害復興特別貸付」から「同危機対応特別貸付」に改正

日本政策金融公庫 国民生活事業(生活衛生貸付) 主要利率一覧表

融資の種類		利率(注1)	
一般貸付	下記以外の設備資金	基準利率	0.98~3.20%
	省エネルギー設備	特別利率A	0.58~2.20%
		特別利率B	0.50~2.25%
	衛生設備	特別利率C	0.45~1.70%
	観光にかかる生産性向上の取組みを行うのに必要な資金	特別利率A	0.58~2.80%
	訪日外国人旅行者対応に必要な資金	特別利率B	0.50~2.55%
	福祉増進資金	基準利率	0.98~2.90%
		特別利率B	0.50~2.25%
		特別利率C	0.45~1.70%
	防災・環境対策資金	基準利率	0.98~2.90%
		特別利率A	0.58~2.50%
		特別利率B	0.50~2.25%
	生活衛生新企業育成資金(注2、3)	特別利率C	0.45~2.00%
		基準利率	0.98~2.90%
		特別利率A	0.58~2.50%
生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金	特別利率B	0.50~2.25%	
	特別利率C	0.45~2.00%	
一般公衆浴場施設・設備	特別利率E	0.45~1.80%	
振興事業貸付	振興事業施設のうち特定設備(注4)	特別利率C	0.45~2.00%
	省エネルギー設備	特別利率A	0.58~2.50%
		特別利率B	0.50~2.25%
		特別利率C	0.45~2.00%
	衛生設備(注4)	特別利率A	0.58~2.50%
	観光にかかる生産性向上の取組みを行うのに必要な資金	特別利率J	0.30~2.15%
	訪日外国人旅行者対応に必要な資金	特別利率J	0.30~2.15%
	振興事業施設のうち上記以外のもの	基準利率	0.98~2.90%
	福祉増進資金(注4)	特別利率B	0.50~2.25%
		特別利率C	0.45~2.00%
	防災・環境対策資金	基準利率	0.98~2.90%
		特別利率A	0.58~2.50%
		特別利率B	0.50~2.25%
	生活衛生新企業育成資金(注2、3、4)	特別利率C	0.45~2.00%
		特別利率A	0.58~2.50%
特別利率B		0.50~2.25%	
生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金(注4)	特別利率C	0.45~2.00%	
	特別利率A	0.58~2.50%	
	特別利率B	0.50~2.25%	
振興計画に従って営業を営むのに必要な資金(注4)	基準利率	0.98~2.28%	
	特別利率A	0.58~1.88%	
	特別利率A	0.58~1.88%	
標準営業約款登録業者にかかる資金(注4)	特別利率A	0.58~1.88%	
	特別利率A	0.58~1.88%	
	特別利率A	0.58~1.88%	
キャッシュレス決済対応に必要な資金	特別利率A	0.58~1.88%	
	特別利率A	0.58~1.88%	
	特別利率A	0.58~1.88%	
観光にかかる生産性向上の取組みを行うのに必要な資金	特別利率A	0.58~1.88%	
	特別利率A	0.58~1.88%	
	特別利率A	0.58~1.88%	
訪日外国人旅行者対応に必要な資金	特別利率B	0.50~1.63%	
	基準利率	0.98~2.28%	
	特別利率A	0.58~1.88%	
生活衛生新企業育成資金(注3、4)	特別利率B	0.50~1.63%	
	特別利率C	0.45~1.38%	
	特別利率C	0.45~1.38%	
生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金(注4)	基準利率	0.98~2.40%	
	特別利率A	0.58~1.88%	
	特別利率B	0.50~1.63%	
防災・環境対策資金	基準利率	0.98~1.98%	
	特別利率A	0.58~1.58%	
	特別利率A	0.58~1.58%	
生活衛生セーフティネット貸付	基準利率	0.98~2.10%	
	特別利率Q	0.58~1.70%	
生活衛生企業再生貸付	特別利率A	0.58~2.20%	
生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(注5)	特別利率F	1.08%	
災害貸付	基準利率(注6)	1.08~2.05%	
東日本大震災復興特別貸付[震災直接被害関連・震災間接被害関連](注7)	1.08~2.05%(当初3年間最大-1.4%)		
東日本大震災復興特別貸付[震災セーフティネット関連]	基準利率	0.98~2.10%	
	特別利率R	0.78~1.90%	
	特別利率N	0.68~1.80%	
	特別利率U	0.48~1.60%	
令和2年7月豪雨特別貸付(直接被害者・間接被害者)(注7)	1.08~2.05%(直接被害者:当初3年間-0.9%)		
令和2年7月豪雨特別貸付[セーフティネット関連]	基準利率	0.98~2.40%	
新型コロナウイルス感染症特別貸付	1.08~1.75%(当初3年間-0.9%)		
新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(注8)	0.50~2.95%(当初3年間は0.50%)		
挑戦支援資本強化特別貸付(注9)	0.50~4.65%		
衛生環境激変特別貸付	基準利率	0.98~2.70%	
	特別利率C	0.45~1.80%	

利率改定のご案内

このたび、当公庫の貸付利率が改定され令和5年4月3日以降の新規貸付契約分から適用されることとなりましたので、ご案内申し上げます。

(株)日本政策金融公庫国民生活事業本部生活衛生融資部
〒100-0004東京都千代田区大手町1-9-4大手町フィナンシャルシティノースタワー
Tel03-3270-1651 生活衛生融資部生活衛生企画グループ
ホームページアドレス <https://www.jfc.go.jp/>

- ※ 用途、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
- (注1) 貸付利率は金融情勢によって変動しますので、適用利率(固定)は、記載されている利率とは異なる場合があります。
- (注2) 他に、東日本大震災にかかる拡充措置(被災者創業・被災地創業)がございます。
- (注3) 他に、創業後目標達成型金利がございます。詳しくは、支店の窓口までお問い合わせください。
- (注4) 生活衛生同業組合等から、一定の会計書類を準備していること、事業計画の承認を受けた方が振興事業を行うための設備資金及び運転資金については、通常適用される利率より0.15%(生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う方が必要とする資金については、適用される利率より0.30%)低い利率でご利用いただけます(一部、ご利用いただけない場合がございます。)
- (注5) 他に、東日本大震災、新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨に伴う拡充措置がございます。
- (注6) 適用する貸付制度に定める貸付利率が、基準利率以外の場合は、当該貸付利率が適用されます。特貸貸付に該当する場合は、貸付後3年間、基準利率より0.9%低い利率でご利用いただけます。なお、貸付利率の下限は、0.05%になります。
- (注7) 適用する貸付制度に定める貸付条件が、東日本大震災復興特別貸付及び令和2年7月豪雨特別貸付に掲げる条件より有利である場合は、当該貸付条件が適用されます。なお、貸付利率の下限は、0.05%になります。
- (注8) 貸付後1年ごとに、直近決算の業績に応じて、2区分の利率が適用されます(貸付後3年間の利率は0.50%となります。)
- (注9) 貸付後1年ごとに、直近決算の業績に応じて、2区分の利率が適用されます。
- *1 創業支援貸付利率特例制度を適用する場合は、通常適用される利率より0.65%(雇用の拡大を図る場合は0.90%)低い利率でご利用いただけます。
- *2 設備資金貸付利率特例制度(全国版)を適用する場合は、通常適用される利率より貸付後2年間0.50%低い利率でご利用いただけます。
- *3 設備資金貸付利率特例制度(東日本版)を適用する場合は、通常適用される利率より全期間0.50%低い利率でご利用いただけます。